

盛岡地方振興局長告示第24号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成22年3月12日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

登録番号	生産事業者の氏名又は 名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及 び所在地	生産事業の廃止年 月日
		種 穂		苗 木			
		採 取	精 選	幼苗の育 成	幼苗以外の 苗木の育成		
岩手・盛 130	帷子 敏雄 岩手郡岩手町大字子抱 第11地割179番地			○	○	帷子 敏雄 岩手郡岩手町大 字子抱	平成22年2月22日